

令和2年11月18日

保護者様

加東市立社中学校長 辻田 昇司

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取り扱いについて

これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、加東市では医師の記載による登校許可書を提出いただいておりますが、今後は、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒及び登校日報告書」に保護者の方が記入し、学校に提出していただくことになりました。ご理解とご協力をお願い致します。つきましては、下記の事項についてご留意いただきますよう、お願い致します。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。また、登校するにあたっての医師の診察の必要性については、主治医の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いとなります。その間は休んでも、欠席日数には含まれません。

出席停止期間の基準

発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 別紙「治癒及び登校日報告書」は、学校に取りにきていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

「発症後5日を経過」の数え方（例）

曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	熱がすぐに下がった場合でも、発症後5日間は休ませてください。
例1 発症後 2日目に解熱	発熱等 発症 出席停止		発症後 2日目に 解熱				登校してもよい日		
数え方	発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	<u>5日目</u>	6日目	7日目	
			解熱後 0日目	解熱後 1日目	<u>解熱後 2日目</u>				
例2 発症後 4日目に解熱	発熱等 発症 出席停止				発症後 4日目に 解熱			登校してもよい日	発症後5日を経過しても解熱していない場合は、解熱後2日間は休ませてください。 (解熱日によって出席停止期間が延長されます)
数え方	発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	<u>5日目</u>	6日目	7日目	
					解熱後 0日目	解熱後 1日目	<u>解熱後 2日目</u>		

※ インフルエンザ以外の感染症につきましては、従来の医師に記入していただく登校許可書をご使用ください。